

資料3-2

都市緑地を取り巻く社会情勢

兵庫県 まちづくり部 公園緑地課

都市緑地を取り巻く社会情勢

都市において、地球的・国家的規模の課題である①**気候変動への対応**（温室効果ガスの排出削減・吸収、エネルギーの効率化、水害対策、暑熱対策等）や②**生物多様性の確保**（生物の生息・生育環境の確保、環境教育等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③**Well-beingの向上**（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応する必要。

都市に取組が求められる3つの視点

①気候変動への対応

パリ協定

（2015年12月採択）

- 世界共通の目標として2℃目標→1.5℃目標

地球温暖化対策計画

（2021年10月閣議決定）

- 2030年度46%削減目標等
- 脱炭素に資する都市構造、都市緑化等の推進

熱中症対策実行計画

（2023年5月閣議決定）

- 熱中症による死亡者数の半減（2030年）
- まちなかの暑さ対策、緑地の確保

②生物多様性の確保

昆明・モンリオール生物多様性枠組 （2022年12月採択）

- 生物多様性の損失を止め反転（ネイチャーポジティブ）
- 陸と海のそれぞれ30%を保全（30by30）
- 生物多様性に配慮した都市計画、都市部における緑地確保

生物多様性国家戦略2023-2030

（2023年3月閣議決定）

- 2030年ネイチャーポジティブの実現
- 都市における生物多様性の確保、都市部の居住者の自然とのふれあい

③Well-beingの向上

SDGs（持続可能な開発目標）

- すべての人に健康と福祉を【ゴール3】
（Good Health and Well-Being）

【WHO憲章前文】（抜粋）

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(wei-being)にあることをいいます。」

健康日本21（第3次）

（2024年4月～）

- （国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）
- 自然に健康になれる環境づくり

（国土交通省資料より）

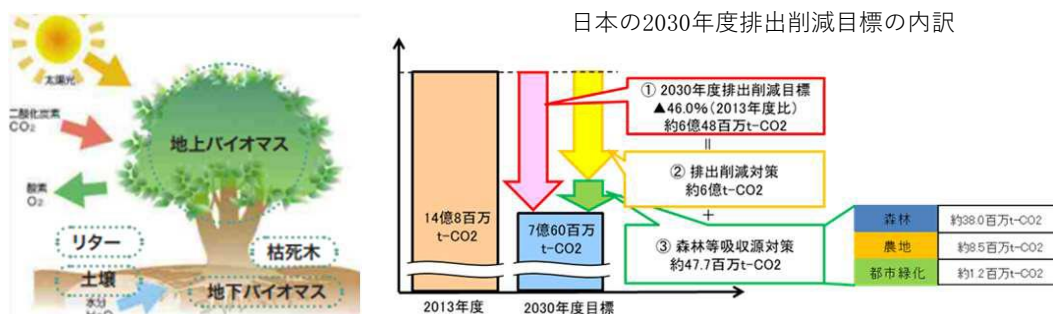
都市において多様な機能を有する緑地の質・量両面での確保

気候変動対策に資する緑地

- 緑地は、植物の光合成を通じたCO₂吸収・固定の機能や屋上緑化等によるCO₂排出抑制機能を持つ。また、水災害に対する雨水貯留浸透機能の活用も期待され、地表面被覆の改善や冷涼な空間の形成等により暑熱対策にも寄与。

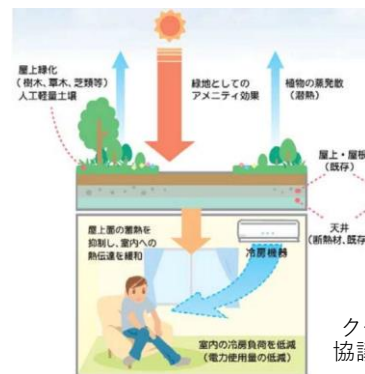
都市緑化等によるCO₂の吸収・固定

樹木などの植物は、光合成により、大気中のCO₂を吸収し、炭素として蓄積・固定することで生長。日本では、気候変動枠組条約等に基づき、植生回復の一環として、都市緑化等によるCO₂吸収量を算定し報告。



屋上緑化・壁面緑化によるCO₂の排出抑制

植物により舗装や外壁等を被覆することで表面温度の上昇や蓄熱を防止し、昼夜間の冷房使用を低減することで、ヒートアイランド現象の緩和を図り、結果としてCO₂排出を抑制。



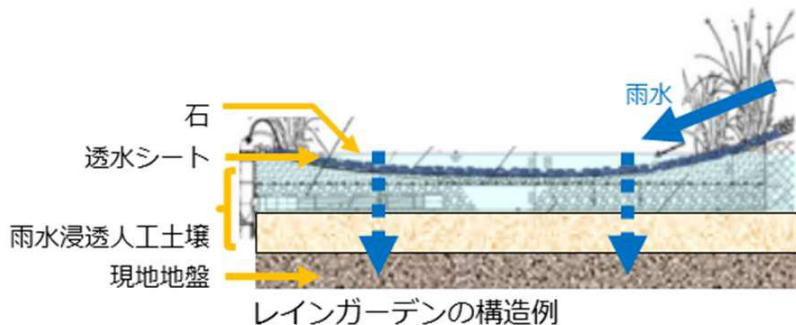
クールルーフ推進
協議会パンフレット



屋上緑化・壁面緑化

緑地による雨水貯留浸透

降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる機能を有する地盤の整備や地表面の植栽(レインガーデン)により、雨水の流出抑制に寄与。



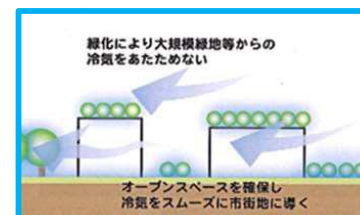
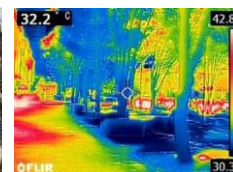
(国土交通省資料より)

緑地による冷涼な空間、風の道形成

緑陰等により冷涼な空間を形成し、また、まとまった緑地は周囲に冷たい空気がにじみ出す。加えて、緑のネットワーク形成等による「風の道」により、冷涼な風を維持。



(横浜市) 石舗装部とケヤキ広場下で5℃の
気温差を確認



都市内緑地からの移流・にじみ出しを導く「風の道」
出典:ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン

生物多様性の確保に資する緑地

- 都市における計画的な公園緑地の整備や既存の緑地保全により、都市内や周辺部の生物の生息生育空間の保全・再生・創出、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与。
- 都市における生物多様性の確保の取組は、都市住民が自然環境に関わる機会を創出し、様々な生態系サービスに触れることで、保全に向けた行動を起こすきっかけとなる。

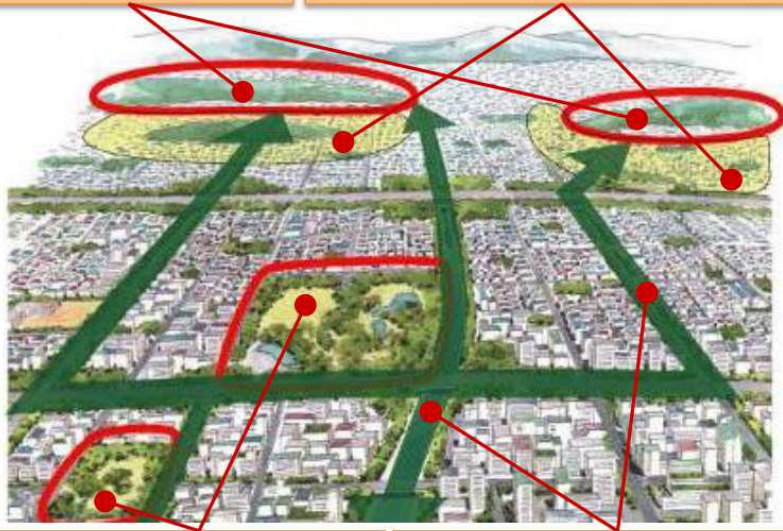
・都市におけるエコロジカル・ネットワークの形成
都市において適切に緑地を配置し、エコロジカル・ネットワークの形成を促すことで、動植物種の円滑な移動を確保し、動植物の個体間の交流や他の個体群との交流の機会を積極的に確保することが重要。

中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地

緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して持続するために必要な緑地を含む緩衝地帯



拠点地区

市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地

回廊地区

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地

出典:「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」国土交通省

・身近な自然とのふれあい
都市の緑地は自然とのふれあいの場、環境教育の場など、こどもの健全な発育に不可欠な空間を提供する機能を持つ。

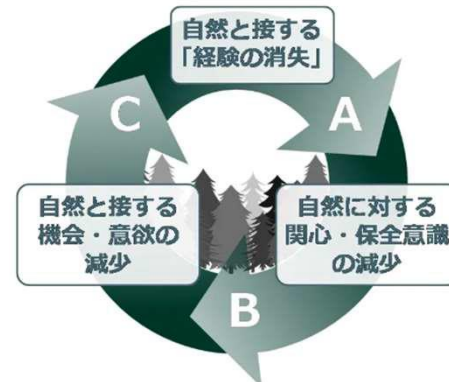


烏川溪谷緑地 (長野県)



新・里山 (大阪市)

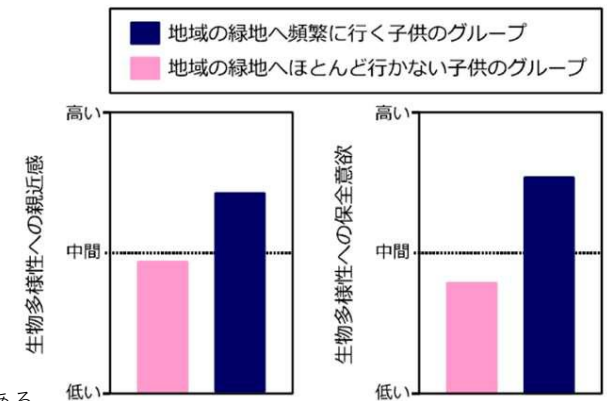
「経験の消失」(自然離れ)による負のスパイラル



※更に世代をまたいで次世代に伝播するおそれもある

出典:「加速する現代社会の「自然離れ」自然と関わらなくなることの何が問題なのか?」(東京大学HPより)

自然体験頻度と生物多様性に対する親近感・保全意欲の関係



出典:「日常的な自然体験は子供の生物多様性保全意識を向上させる-身の回りの自然環境が持つ教育的価値を科学的に検証-」(曾我ら(2016))

Well-beingの向上に資する緑地

- Well-beingの向上には、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等に寄与する都市の緑地が重要。

「都市緑地:実践のためのガイドブック」
(WHOヨーロッパ地域事務局(2017))

- ・緑地や自然に基づいた対策は、(中略)、都市に住む人々の健康とウェルビーイングを改善することができる。
- ・緑地と健康の相関性は数々の発表にまとめられてきており、大気や水質の改善、騒音の低減、異常気象の影響の緩和を通じて、都市緑地は都市生活における環境に起因する健康リスクを軽減することができる。さらに、都市緑地は、ストレス緩和とリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化を通じて、健康とウェルビーイングを支え促進する。これらの便益には、精神的、身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下が含まれる。



Well-beingに貢献する都市緑地のイメージ

(左:小さな都市緑地・遊び場、右上:緑道・緑の回廊、右下:都市林や野生生物生息域へのアクセス)

(国土交通省資料より)

身体的な健康

東京ミッドタウン芝生広場(東京都港区)

- ・緑に囲まれた1,880 m²の芝生広場において、ヨガやピラティス、クロストレーニングなど、健康に資する様々なイベントを開催。

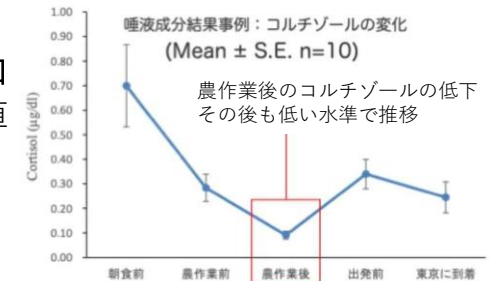
出典：<https://www.tokyo-midtown.com/jp/event/5652/>



精神的な健康

農作業によるストレス軽減・幸福度増加

- ・農作業を体験することで、ストレス値の指標であるコルチゾールの低下、幸せホルモンと呼ばれるオキシトシンが上昇することを明らかにした実証実験もある。



出展:(一社)日本食農連携機構HP
<https://jfac.jp/report/2072>

社会的な健康

花園公園レイズドベッド(千葉県千葉市)

- ・市民が草花に触れ、香りを感じ、気に入れば持ち帰ることができる。
- ・地域住民が園芸作業を通じて達成感や満足感、自信や喜びを感じられるコミュニティづくりを目指して設置された。

出展:グリーンインフラ事例集(グリーンインフラ官民連携PF)

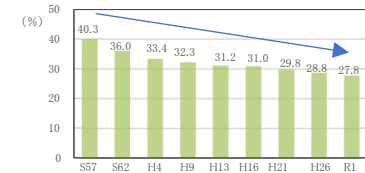


都市緑地法の改正

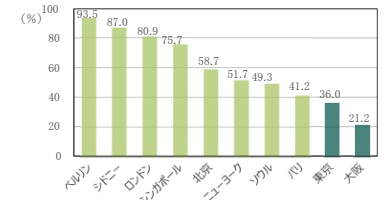
公布 令和6年5月29日
 施行 令和6年11月8日

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- 都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、地方公共団体や民間事業者の取組みを後押しする仕組みを構築。



横浜市緑被率の推移
 (令和元年度緑被率の調査結果について(横浜市))



世界主要都市の緑地の充実度
 (森記念財団「世界の都市総合ランキング2022」)

改正の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ①国が都市緑地に関する基本方針を策定
- ②都道府県が都市緑地に関する広域計画を策定
- ③都市計画における緑地の位置付けの向上
 - ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備や保全の重要性」を位置付け

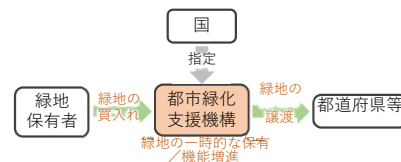
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のための支援

- ①緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け。
- ②指定法人が地方公共団体に代わって緑地の買入れや整備を行う制度を創設。

緑地の機能維持増進のイメージ(神戸市)



斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ 樹木の択伐(機能維持増進) 安全に再生された樹林



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設
 - ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。



優良緑地確保計画認定制度
 (愛称:TSUNAG)



民間事業者による緑地創出の例(千代田区)

- ②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設

- ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。

緑の基本方針の概要

緑の基本方針は、都市緑地法第3条の2の規定に基づき、国が都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項等に関する基本的な方針を定めるもの。

1 緑地の保全及び緑化の推進の意義

急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、その解決手段として、気候変動対策や生物多様性の確保など、多様な機能を有する緑地への期待が国内外でより一層高まっている。

2 緑地の保全及び緑化の推進の目標

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」を実現するため、

- ・ 国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指す
- ・ 基本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

(1) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

- ・ 2030年度における都市緑化による吸収量約120万t -CO₂/年の達成
- ・ 特別緑地保全地区等の指定面積の増加（2030年度までに1,000ha 増加）
- ・ 民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進（2030年度までに300件認定）

(2) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

- ・ 特別緑地保全地区等の指定面積の増加（2030年度までに1,000ha 増加）
- ・ 民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進（2030年度までに300件認定）
- ・ 緑地の確保、緑地の質の向上を図り、これら地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつける

(3) Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

- ・ 水と緑の公的空間確保量を2025年度までに15.2m²/人
- ・ 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

緑の基本方針の概要

1 各主体の役割

(1) 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な見地からの緑地の保全の取組や公的空間の緑地の保全・緑化の各種施策の充実 ・ 都市緑地への民間投資を誘導する施策の推進、普及啓発等の実施
(2) ①都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域計画を策定して、広域的な緑地の保全、広域的な緑地のネットワークの形成、都道府県による都市公園の整備及び管理等を行うとともに、市町村の取組を支援する施策の充実を進める
②市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画を策定して、各種制度や補助等の多様な手段を効果的に活用するとともに、住民等と相互に協力し、計画的かつ積極的に緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を講じていく
(3) 都市緑化支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の要請に基づく、特別緑地保全地区内の緑地の買入れ、機能維持増進事業の実施 ・ 緑地の確保についての必要な助言、指導、調査、研究等
(4) 教育・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関においては、都市における緑地を学びの場として活用 ・ 研究機関においては、最新の科学的知見やデータを充実させ、広く情報提供・共有を進める
(5) 民間企業・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの都市開発敷地や工場敷地等において良質な緑地を生み出す ・ 造園関連事業者は、専門的な技術・知見を活かした質の高い緑地の創出及び管理を行う
(6) NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織として、行政、住民、民間企業など多様な主体との連携を促進し、緑地及び周辺地域の価値の向上、Well-beingの向上に貢献
(7) 都市の住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の保全・活用や緑化活動への参加等を通じて、住民の相互交流やコミュニティの醸成を進め、国や地方公共団体等とともに都市における緑地の質・量の向上に取り組んでいく

2 緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性

- 緑地の質を維持・向上させていくために人間が適正な保全・管理を行うことが重要であり、生物多様性の確保や景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の剪定・伐採・更新等を計画的に行うことが必要
- 技術面、体制面等の支援に加え、多様な資金の確保、多様な主体の連携等について幅広く検討することが必要

3 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成の重要性

- グリーンインフラとしての多様な機能を十分に発揮するため、緑地の量の確保、質の維持・向上に加え、各緑地の質等を踏まえつつ、それらを点から線、面へとつなげることが必要であり、緑地保全を図る制度等も活用しつつ、緑地の保全・活用等に係る各主体が連携し広域的な緑地のネットワーク形成を図ることが重要

県の緑に関する計画の変遷

ひょうご花緑創造プラン
＜H19.7策定＞

目標指標：都市地域の緑地率30%

兵庫県広域緑地計画 ※
(兵庫県グリーンフェニックス計画)
＜H8.3策定＞

目標指標：市街地の緑地率30%、
一人あたり都市公園面積20m²以上

県立都市公園の整備・管理運営の基本方針
＜H18.3策定＞

目標指標：設定なし

広域的視点からの緑地のあり方に関する部分

県立都市公園に関する部分

ひょうご花緑創造プラン
＜H28.6改定＞

目標指標：身近な緑の満足度70%、
市街化区域の緑地割合3割の維持、
人口集中地区の緑地割合 25%の確保

兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画
(ひょうごパークマネジメントプラン)
＜H28.6策定＞

目標指標：県民一人あたり都市公園の利用回数2.2回以上/年

緑の広域計画に花緑創造プランの要素を盛り込み、計画を一本化

緑の広域計画
＜R9 策定予定＞

兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画
(ひょうごパークマネジメントプラン)
＜R8.3改定＞

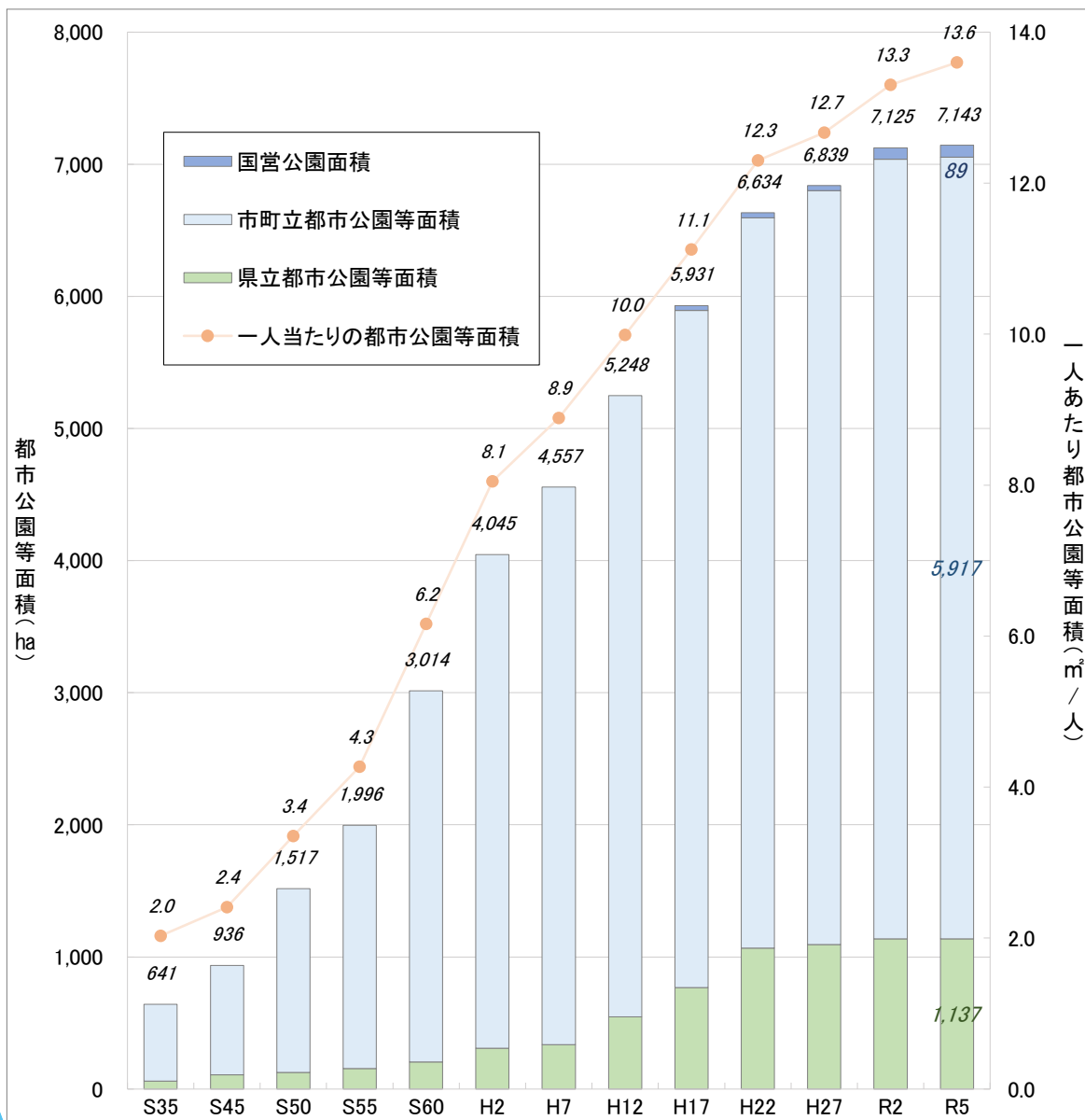
目標指標：設定なし

※ 兵庫県広域緑地計画

建設省（当時）の通達に基づき、平成8年3月に策定。一つの市町の範囲を越えた広域的な視点で、都市公園等の緑地整備、市街地の緑地保全に関する施策や目標を示した計画。平成28年度に花緑プランを改定した際、広域緑地計画の要素を統合している。

兵庫県の都市公園概要

兵庫県都市公園面積推移



県立都市公園概要

番号	公園名	種別	所在地	開園面積 (ha)	利用者数 (R6)(万人)
1	舞子公園	風致	神戸市	7.8	202.8
2	明石公園	広域	明石市	54.8	228.2
3	甲山森林公園	広域	西宮市	83.0	101.4
4	播磨中央公園	広域	加東市	181.7	46.7
5	西猪名公園	地区	伊丹市 川西市	6.0	31.4
6	淡路島公園	広域	淡路市	134.8	232.6
7	赤穂海浜公園	広域	赤穂市	71.7	38.8
8	一庫公園	広域	川西市	48.2	24.7
9	灘山緑地	都市緑地	淡路市	11.3	7.4
10	有馬富士公園	広域	三田市	178.2	77.5
11	淡路佐野運動公園	運動	淡路市	29.5	23.7
12	三木総合防災公園	広域	三木市	202.3	107.7
13	尼崎の森中央緑地	都市緑地	尼崎市	18.9	63.5
14	丹波並木道中央公園	広域	丹波篠山市	70.9	27.3
15	あわじ石の寝屋緑地	都市緑地	淡路市	37.5	1.4
合計				1,137	1,215